

みんなの力を合わせて よりよい放課後児童クラブをつくしましょう!

— 政治・行政・運営者・支援員・保護者・地域の力 —

真田 祐（大妻女子大学）

はじめに — ますます必要とされる放課後児童クラブ、保護者の期待も高い

- 放課後児童クラブ数（「支援の単位」数）は、3万9424か所 * 前年比 1302か所増
- 放課後児童クラブの登録児童数は、137万645人 * 前年比 5万693人増
- ※ 新しい制度になってから（2015年度からの11年間で）、約13000か所増加、入所児童は約55万人増加

1 放課後児童クラブは、どういう制度でつくられている施設（事業）なのか

（1）法律によってつくられている放課後児童クラブの制度

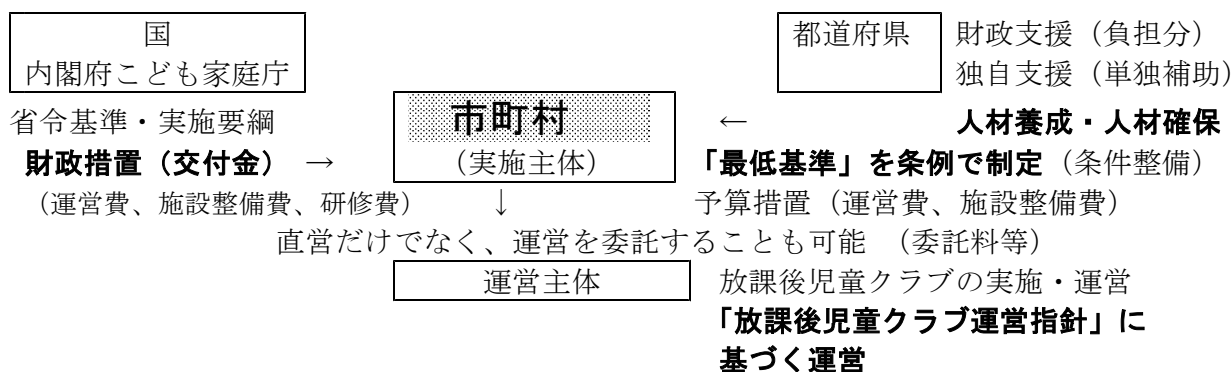
- 日本国憲法 * 「国民」には「子ども」も含まれている
 - ・「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（第11条）
 - ・「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利は……立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（第13条）
 - ・「①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」（第25条）
- 子ども・子育て支援法
 - ・「市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画にそって、次に掲げる事業を行うものとする。⑤児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業。」
 - ・「政府は、……放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するために……所要の措置を講ずるものとする」
- 児童福祉法
 - ・「市町村は、……地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、……児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない」
 - ・「市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする」
- 児童の権利に関する条約
 - ・「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、……児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」（第3条）
 - ・「締約国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、

行政措置その他の措置を講ずる」(第4条)

- ・「締約国は、父母が働いている児童が利用する資格を有する児童の養護のための役務の提供及び設備からその児童が便益を受ける権利を有することを確保するためのすべての適当な措置をとる」(第18条)

■放課後児童クラブの実施・運営の体制

子ども・子育て支援法・児童福祉法等に基づき、質を確保した放課後児童クラブの実施(国の方針)



(2) 2015年度から大きく変わった放課後児童クラブの制度

2012年8月に「子ども・子育て支援法」が新しく制定され、児童福祉法が改正されたことにより、放課後児童クラブの制度が大きく変わりました。2015年4月から法律が施行されています。

＜どのような制度になったのか＞

ポイント ① 市町村が放課後児童クラブの実施主体(実施責任)となって計画的に推進していかなければならない (子ども・子育て支援法)

ポイント ② すべての市町村には、国の省令基準を参考に「最低基準」を条例で定め、最低基準を守って実施していくことが義務づけられている (児童福祉法)

ポイント ③ 国が定めた「放課後児童クラブ運営指針」を守って運営することが求められる (厚生労働省局長通知)

「放課後児童クラブ運営指針」には、放課後児童クラブの目的・役割、育成支援の内容、放課後児童支援員の位置づけ・仕事が明確に示されています

- 市町村は、放課後児童クラブの実施主体として、「条例で定めた最低基準」と「放課後児童クラブ運営指針」に基づいて放課後児童クラブを運営していくことが求められます(運営を委託する場合も同様です)。

ポイント ④ 放課後児童支援員は、専門職として位置づけられ(有資格化)、常勤化を図っていく

放課後児童支援員を専門職として位置づけ(資格化)、放課後児童支援員の処遇改善を図り、研修が体系化され、専門職としてしっかりと仕事ができる体制が整備されることになった (児童福祉法、「設備及び運営に関する基準」、子ども・子育て支援法)

- ・「子ども・子育て支援法」で、国は放課後児童支援員の処遇の改善を図ることが明記
(国の審議会では、処遇改善は「非常勤」から「常勤」の配置に変更する必要性を確認)
→ 放課後児童支援員の常勤化をすすめるために、処遇の改善費を大幅に増額しています
- **子ども・子育て支援新制度施行後、放課後児童クラブの予算は急増している**
新制度前の2014年度予算 332億円 → 2024年度予算 1,398億円 (約4.2倍化)

国の掲げる「子ども・子育て支援法・児童福祉法等に基づき、質を確保した放課後児童クラブの実施」において、「質を確保した放課後児童クラブの実施」とは次のことをさしています。

- ・市町村が責任を持って実施していくこと（「公の事業」として）
- ・「最低基準」を満たして実施していくこと（すべての市町村で定められている）
- ・「放課後児童クラブ運営指針」にそって運営していくこと（運営主体を問わず、すべての放課後児童クラブに求められる）
- ・質の高い放課後児童支援員（専門的な知識・技能を身につけた放課後児童支援員）が、常勤として勤務できること

2 放課後児童クラブは何のためにつくられているか ― 目的・役割とは

（1）放課後児童クラブは、児童福祉法の理念を具体化する施設

- **放課後児童クラブは、児童福祉の理念・原理を実現するためにつくられています**
児童福祉の理念、原理とは ― 子どもの権利を保障すること

児童福祉法 [児童福祉の理念]

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

(児童福祉法の「児童福祉の原理」に関する第1条～第3条は、2016年6月に大幅に改正された)

子どもの権利としての放課後児童クラブ ― 放課後児童クラブは、子どもが持っている権利を守る・保障するためにつくられている。子どもと保護者が幸せになる権利、子どもが人間らしく育ち、生きていく権利を保障するためにつくられている！そして、働く親を持つ小学生の子どもには放課後児童クラブを利用する権利がある。(資料1参照)

（2）放課後児童クラブの目的・役割

児童福祉法 第6条の3の②

「この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。」

子どもたちにとって、学校・家庭・学童保育・全児童対策事業・児童館が、どのような関係にあるのか（あるべきなのか）をイメージしています。



（全国学童保育連絡協議会編集 月刊『日本の学童ほいく』より引用）

<「生活の場を与え」るということに含まれている意味>

① 子どもにとって放課後児童クラブは「毎日の生活の場」

年間1600～1800時間という長い時間を放課後児童クラブで過ごす（学校にいる時間より長い）

② 「毎日の生活の場」だから、「放課後児童クラブに通うことが必要となっているため、子どもが自ら進んで通い続ける」（「放課後児童クラブ運営指針」）ことが求められる

子どもが放課後児童クラブを大好きになり、毎日、元気に「ただいま！」と帰ってくるクラブにしなければならない。子どもが「行きたくない」と言うような放課後児童クラブでは困るし、放課後児童クラブの目的・役割は果たせない。

（3）放課後児童クラブのもうひとつの目的・役割

家庭の子育てを支援する役割 — <保護者の子育てを支援する>のための事業

放課後児童クラブは、「保護者と支援員と一緒に子育てする」ところ

子育ての責任は、第一義的には保護者にあるが、保護者だけがすべての責任を負うものではない。社会全体で子どもを健やかに育てていくものであり、国と地方自治体にも、子どもを健やかに育てていく責任がある（児童福祉の原理）。

児童福祉法 [児童育成の責任]

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達 の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。(以下、省略)

「放課後児童クラブ運営指針」第1章 総則

2. 放課後児童健全育成事業の役割

- (1) 放課後児童健全育成事業の運営主体及び放課後児童クラブは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及びこども基本法（令和4年法律第77号）並びに児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮し、育成支援を推進することに努めなければならない。
- (2) 放課後児童健全育成事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づき、小学校（以下「学校」という。）に就学しているこども（特別支援学校の小学部のこどもを含む。以下同じ。）であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後（以下「放課後」という。）に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。
- (3) 放課後児童クラブの運営主体及び放課後児童クラブは、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

3 放課後児童クラブにおける育成支援とは、保護者を支援するとは

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援とは何か

「放課後児童クラブ運営指針」第1章 総則

3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

(資料2 参照)

(1) 放課後児童クラブにおける育成支援

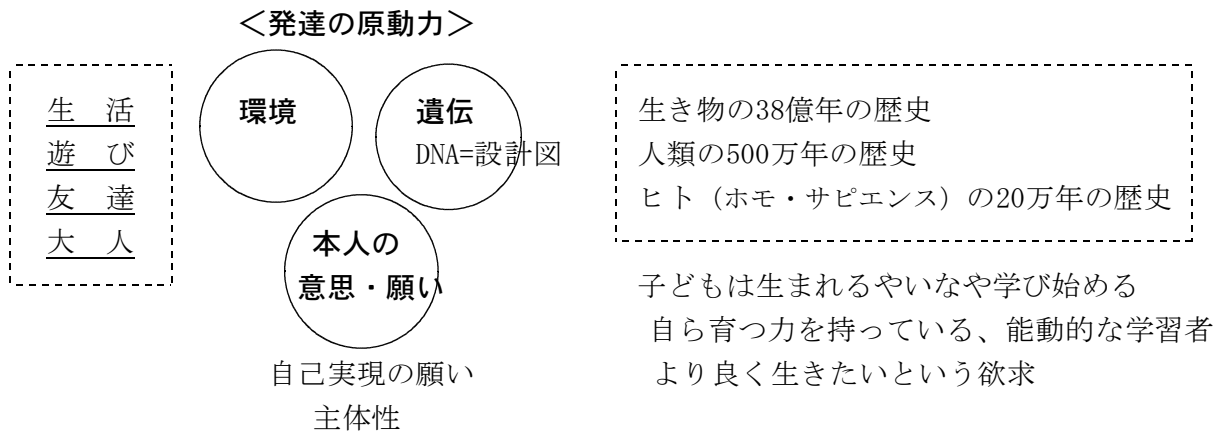
放課後児童クラブにおける育成支援は、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的とする。

放課後児童クラブに求められているのは、「どういう生活を保障するのか」ということ。

- 放課後児童クラブに求められるのは、放課後児童クラブが子どもたちにとって「自ら進んで通い続けられ」、そこが「安心して過ごせる生活の場」になり、「主体的な遊びや生活」が保障されるような生活を保障することであり、それが放課後児童クラブにおける「育成支援」ということ。
- 「生活の中で育つ」「生活を通して育つ」 — 「生活」は子どもが育つ場所であると同時に

「体験・経験」でもある（どういう「体験・経験」を保障するのか）

子どもの健やかな育ちに必要な「子ども時代にふさわしい生活」



<子ども時代（＝成長・発達がいちじるしい時代）にふさわしい生活とは>

- ① 主体的な生活（自分の意思・考え・願いで行う生活、子どもは「たがり屋」知的好奇心旺盛）
- ② 主体的な遊びができる生活（やりたい遊びができる）
- ③ 子ども同士の関わりのある生活（学童期の子ども集団の発達の意味）
- ④ 個人として尊重される生活、大切にされる生活、愛される生活（自己肯定感）

こうした生活は、放課後児童支援員の努力（仕事）でつくるのが可能です
（こうした生活を子どもたちに与える（保障する）ことが放課後児童支援員の仕事です）

（２）放課後児童クラブが「家庭の子育てを支援する」とは

「放課後児童クラブ運営指針」 3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

（２）保護者及び関係機関との連携

放課後児童クラブは、常に保護者と密接な連携をとり、放課後児童クラブにおける子どもの様子を日常的に保護者に伝え、子どもに関する情報を家庭と放課後児童クラブで共有することにより、保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事等を両立できるように支援することが必要である。また、子ども自身への支援と同時に、学校等の関係機関と連携することにより、子どもの生活の基盤である家庭での養育を支援することも必要である。

● 運営者、放課後児童支援員に求められる「子育て観」「保護者観」

- ・ 保護者の自己責任ではなく、社会全体で子どもを健やかに育てていくという「子育て観」
- ・ どの保護者も、わが子を愛して健やかに育てたいと願っている。そして、悩みや不安を抱えながらも精一杯努力している（「保護者観」）。未熟な親から出発し、周りに支えられながら「親として育っていく」もの。

- 保護者の支援、家庭の子育てを支援するうえで不可欠な「保護者と放課後児童クラブ（放課後児童支援員）の信頼関係」
 - ・支援だけでなく、保護者との関わりすべて（連絡すること、子どもの様子を共有すること、苦情を受けること、相談にのることなど）なおいて信頼関係が欠かせません
 - ・信頼関係の構築に欠かせない「価値の共有」（「かけがえのない（わが）子を大切に育てたい」「放課後児童支援員もうちの子のことを本当に大切に思っている」という価値を共有する）
- 保護者を支援するときの放課後児童支援員の基本的な構えは、「一人で抱えなくていいんだよ。いっしょに育てていこうね！」

4 放課後児童クラブの運営にあたって大切にしたいこと

（１）子どもの主体性を尊重する育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

1. 育成支援の内容

- （５）こどもにとって放課後児童クラブが安心して過ごせる生活の場であり、放課後児童支援員等が信頼できる存在であることを前提として、放課後児童クラブにおける育成支援には、主に次のような内容が求められる。
- ① こどもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるように援助する。
 - ② こどもの出欠席と心身の状態を把握して、適切に援助する。
 - ③ こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする。
 - ④ 放課後児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
 - ⑤ こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
 - ⑥ こどもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助し、放課後児童クラブの生活に主体的に関わるようにする。
 - ⑦ こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされ、こども同士や放課後児童支援員等とのコミュニケーションの機会となるおやつ等を適切に管理し、提供する。
 - ⑧ こどもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにする。
 - ⑨ 放課後児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

なぜ放課後児童クラブは、子どもの主体性を尊重して運営、育成支援するのか

* 「主体的」とは 「自分の意志・判断によって行動するさま」（大辞林）、「自分らしく」

● 放課後児童クラブは、子どもにとっての＜放課後＞の「生活の場」

● 子どもの主体性を尊重するとは

「すべて国民は、個人として尊重される」（日本国憲法第13条）

* 子どもの主体性を尊重するとは、人格を持った個人として、基本的人権を持った人間として尊重する（＝大切にかかる）ということ

(2) 放課後児童クラブの運営、育成支援で最も大切なこと

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令第63号)

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

(注)「人権に十分配慮し」とは、子どもの持っている人権や権利(例えば、人間らしく生きていく権利を持っている、愛される権利を持っている、しあわせになる権利を持っている、など)を念頭において(子どもはそういう権利を持っている存在なのだということを頭に置いて)ということ、「一人一人の人格を尊重して」とは「その子の丸ごとを(存在そのものを)を尊重して(大切にしてい)」ということ。

＊つまり、「放課後児童クラブは、一人ひとりの子ども(保護者も)を大切にしてい運営しなければならない」と理解したらわかりやすいのではないかな(真田)

- ・放課後児童クラブで子どもたちは、人間として尊重され、受け入れられ、意見(意思・願い・考え・考え方)を聴き取られ、受けとめられ、大事な存在として扱われること
- ・放課後児童クラブで子どもたちは、指導員からも愛されて、慈しまれて育つこと

(参考)＊「愛とは、深く理解され、深く受け入れられること」(カール・ロジャーズ)

＊子どもを愛するとは……「一人ひとりを『個人』として尊重することです。一人ひとりをかけがえのない人生を生きる主人公として尊重することです。それが相手を「受け容れる」ということの一番大切な本質です」(高垣)

5 よりよい放課後児童クラブをつくるのは誰か (資料2 年表参照)

— 政治の力、行政の力、運営者の力、支援員の力、保護者の力、地域の力 —

＜放課後児童クラブはまだまだ発展途上にある これからの課題は＞

これからも、政治・行政・運営者・支援員・保護者・地域の方々みんなで「子どもと保護者にとってよりよい放課後児童クラブとは」を考え合い、力を合わせてよりよい放課後児童クラブをつくっていきましょう。

- ・市町村が実施責任を自覚し、運営者、放課後児童支援員、保護者とともに「子どもの最善の利益が第一義的に考えられた放課後児童クラブのあり方」を追求していくこと
- ・子どもの最善の利益が第一義的に考えられた「最低基準」に改善していくこと
- ・放課後児童クラブに関する財政措置を十分に行うこと(特に、放課後児童支援員が常勤配置できる予算措置による支援員の処遇改善は欠かせない)
- ・市町村も運営主体も放課後児童支援員も、「放課後児童クラブ運営指針」をしっかりと理解し、運営指針にそった運営ができるように努力を重ねること(努力する方向は示されている!)

●学年別の登録児童数と割合（人）

学年	登録児童数
1年生	45.6万人（29.1%）
2年生	42.2万人（26.9%）
3年生	33.8万人（21.5%）
4年生	19.9万人（12.7%）
5年生	10.2万人（6.5%）
6年生	5.3万人（3.3%）
合計	1,570,645（100.0%）

●登録児童数の規模別の放課後児童クラブ数

児童数	か所数
20人以下	3,216（8.2%）
21人-30人	6,836（17.3%）
31人-40人	12,739（32.3%）
41人-50人	9,758（24.8%）
51人-70人	5,307（13.4%）
71人以上	1,568（4.0%）
合計	39,424（100.0%）

（支援の単位数）

●放課後児童クラブの設置・運営主体別実施状況

	運営主体	か所数	割合	
公立公営	公立公営（市区町村）	5,800	22.4%	22.4%
公立民営	社会福祉法人	3,126	12.1%	13,543 （52.2%）
	公益社団法人等	1,344	5.2%	
	NPO法人	1,681	6.5%	
	運営委員会・保護者会	2,362	9.1%	
	株式会社	4,299	16.6%	
	その他	731	2.8%	
民立民営	社会福祉法人	2,086	8.0%	6,585 （25.4%）
	公益社団法人等	558	2.2%	
	NPO法人	1,208	4.7%	
	運営委員会・保護者会	1,157	4.5%	
	株式会社	664	2.6%	
	その他	912	3.5%	
	合 計	25,928	100.0%	

●放課後児童クラブの設置場所の状況

設置場所	か所数	割合
小学校の余裕教室	6,994	27.0%
小学校敷地内専用室	6,273	24.2%
児童館・児童センター内	2,261	8.7%
公有地専用施設・公的施設利用	3,342	17.4%
その他	7,058	22.7%
合 計	25,928	100.0%

●放課後児童支援員等数 — 2025年現在で、約21万人の指導員が働いている
地域にある子育てのための施設と職員数（放課後児童支援員等は3番目に多い職業です）

保育士 （保育所等の従事者）	約50.5万人 （約62.6万人）	保育所数 23,759所、児童数約204万人 （保育所等数 29,461所、児童数約259万人）
小学校教諭	約42.5万人	小学校数18,822校、生徒数約594万人
放課後児童支援員等	約21.2万人	放課後児童クラブ数39,424か所、児童数約157万人
児童福祉施設職員	約12.2万人	施設数16,248か所（保育所等・児童館を除く）、児童数約18万人
幼稚園教諭	約8.3万人	幼稚園数8,530園、園児数約75.8万人
児童館職員	約1.9万人	児童館数4,453館

（注）小学校と幼稚園は2024年調査（文部科学省）。放課後児童クラブは2025年調査（こども家庭庁）。保育所数・児童福祉施設職員・児童館職員等は2020年調査（厚生労働省）。真田作成

1 施設平均40人程度の異年齢の子どもたちが、平均5人程度の指導員とともに、学校よりも長い時間、毎日、放課後児童クラブで生活している。放課後児童クラブで、宿題・おやつ・休息・遊び・手伝いなど、家庭で行われているような普通の生活がある。

資料2

学童保育(放課後児童クラブ)数、補助金、国の施策の推移

年	学 童 保 育 数	前 年 比	国 庫 補 助 総 額 (万円)	国の制度・施策の動き
1946				日本国憲法制定(1946年11月公布、1947年5月施行)
1947				児童福祉法制定。保育所は「保育に欠ける子どもに対して、市町村は保育しなければならない」(市町村に保育の実施を義務づけ)
1950				大阪や東京で保育所や親の共同運営による学童保育が誕生
1962				「児童福祉白書」ではじめて「カギっ子」の問題が取り上げられる
1966				文部省が留守家庭児童会育成補助事業を開始
1968				総理府が「かぎっ子の実態と対策に関する研究」を発表
1971	約1000			文部省が「留守家庭児童会育成補助事業」(補助金)を廃止し、「校庭開放事業」(補助金)に統合
1973				全国学童保育連絡協議会が「学童保育の国の制度化」を求める第1回国会請願に取り組む
1976	1,932		1億1700	厚生省が都市児童健全育成事業を開始(メニューのひとつの「児童育成クラブ事業」が学童保育への補助)。留守家庭児童対策は児童館や校庭開放で対応するとの方針のもとで、児童館が整備されるまでの過渡的な期間に学童保育に補助する事業
1980 年 代				全国学童保育連絡協議会が「国の学童保育の制度化」を求める国会請願等に取り組むが、政府方針は「留守家庭児童対策は児童館等で対応」との方針を変えず
1990	6,708	398	6億1643	1.57ショック。「健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	放課後児童対策事業が誕生(本格的な学童保育への補助金)。留守家庭児童対策は独自の制度で実施するとの方針に転換
1994	7,863	347	17億9577	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が学童保育の法制化を意見具申。日本政府が「児童の権利に関する条約」批准
1995	8,143	280	20億9267	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくる)
1997	9,048	534	31億3180	児童福祉法改正によって学童保育が法定化(法制化)される。第2種社会福祉事業にも位置づけ
2005	15,309	631	94億7000	衆議院青少年問題特別委員会で学童保育について集中審議
2007	16,668	810	158億5000	「放課後子どもプラン」の創設により、学童保育を2万か所目標。厚労省「放課後児童クラブガイドライン」を策定
2008	17,495	827	186億9400	「新待機児童ゼロ作戦」で「10年後に3倍」が目標設定
2009	18,475	980	234億5300	社会保障審議会少子化対策特別部会で学童保育制度のあり方の見直しが始まる
2010	19,744	1269	274億2000	政府が「子ども・子育てビジョン」を策定。学童保育利用児童を5年間で30万人増を目標。「子ども・子育て新システム検討会議」で学童保育制度の見直しも検討
2012	20,846	441	307億6500	「子ども・子育て支援法」「児童福祉法改正」成立
2013	21,635	789	315億7600	国が子ども・子育て支援新制度の具体化を検討。事業計画の基本指針などを検討。学童保育の基準を省令で定めるため、審議会でも検討
2014	22,096	461	332億2300	国が「放課後子ども総合プラン」を策定。内閣府予算で指導員処遇改善費予算化。学童保育の基準である厚生労働省令が公布。市町村で基準条例づくり
2015	25,541	3445	575億	厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」策定(2015年3月)。子ども・子育て支援新制度本格施行。都道府県が行う放課後児童支援員認定資格研修が全国一斉に始まる
2016	27,638	2097	574.8億	新制度施行2年目
2017	29,287	1649	725.3億	新制度施行3年目。指導員の処遇改善費増額(キャリアアップ等)等
2018	31,265	1978	799.7億	国(厚生労働省・文部科学省)が「新・放課後子ども総合プラン」を策定
2019	33,090	1447	887.8億	
2020	34,577	1487	978億	新型コロナウイルス感染拡大で、学校は休校にしたが学童保育原則開所
2021	35,389	821	1092億	
2022	36,209	811	1065億	
2023	37,034	825	1205億	こども基本法施行、子ども家庭庁発足
2024	38,122	1088	1398億	国は支援員の常勤配置を推進(1クラブに複数配置)
2025	39,424	1302	1261億	「放課後児童クラブ運営指針」を改定

全国学童保育連絡協議会作成資料「学童保育数と国の補助金と施策の推移」をもとに真田が作成

資料3 日本国憲法・児童福祉法・こども基本法・児童憲章・児童の権利に関する条約

子どもは誰かのために「人材」として生まれ、育つのではなく、自分が幸せになるために生まれ、幸せになるために育つのです。

日本国憲法は、一人ひとりの国民が幸せになるための国の役割と仕事と責任を定めています。

児童福祉法は、日本国憲法の理念を実現するために定められた法律です。

児童福祉法の理念のもと、放課後児童クラブは子ども一人ひとり、保護者一人ひとりを大切にして、幸せにするための大事な役割を持った施設として発展していくことが期待されています。

日本国憲法（抜粋）

第11条〔基本的人権の享有〕

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第25条〔生存権、国の社会的使命〕

- ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- ② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

児童福祉法（抜粋） * 2016年6月3日一部改正されて、児童福祉の原理が変わった

1947年（昭和22年）に、日本国憲法の精神を具体化するものとして、児童の福祉に関する基本法として制定されました。2016年に法改正され、下線部分が追加されました。

〔児童福祉の理念〕

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

- ② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。
- ③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。やかに育成する責任を負う。

〔原理の尊重〕

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。（以下、略）

こども基本法

(2022年6月15日に国会で可決・成立、2023年4月1日施行)

(目的) 第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。(以下、省略)

(基本理念) 第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

児童憲章（全文）

児童憲章は、日本国憲法の精神に基づき、すべての児童の幸福を図るために定められた国の宣言です。1951年5月5日に制定され、内閣総理大臣が国民に向けて宣言しました。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつけかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童の権利に関する条約 (抜粋)

児童の権利に関する条約は、1959年に国連総会で採択された「児童の権利に関する宣言」の30周年に合わせ、1989年11月20日に国連総会で採択された国際条約。1990年9月2日に発効し、日本は1994年5月22日に採択し（批准）、効力が発生している。

* 国際条約の位置づけ

 —

 —

第3条（子どもの最善の利益）

子どもにかかわるすべての活動において、その活動が公的もしくは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかにかかわらず、子どもの最善の利益が第一次的に考慮される。

締約国は、親、法定保護者または子どもに法的な責任を負う他の者の権利および義務を考慮しつつ、子どもに対してその福祉に必要な保護およびケアを確保することを約束し、この目的のために、あらゆる適当な立法上および行政上の措置をとる。

締約国は、子どものケアまたは保護に責任を負う機関、サービスおよび施設が、とくに安全および健康の領域、職員の数および適格性、ならびに職員の適正な監督について、権限ある機関により設定された基準に従うことを確保する。

第6条（生命への権利、生存・発達の確保）

締約国は、すべての子どもが生命への固有の権利を有することを認める。

締約国は、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保する。

第12条（子どもの意見の尊重）

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

第18条（親の第一義的養育責任と国の援助）

締約国は、親双方が子どもの養育および発達に対する共通の責任を有するという原則の承認を確保するために最善の努力を払う。親または場合によって法定保護者は、子どもの養育および発達に対する第一義的責任を有する。子どもの最善の利益が、親または法定保護者の基本的関心となる。この条約に掲げる権利の保障および促進のために、締約国は、親および法定保護者が子どもの養育責任を果たすにあたって適当な援助を与え、かつ、子どものケアのための機関、施設およびサービスの発展を確保する。

締約国は、働く親をもつ子どもが、受ける資格のある保育サービスおよび保育施設から利益を得る権利を有することを確保するためにあらゆる適当な措置をとる。

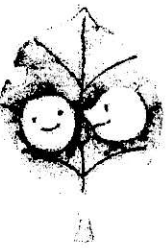
第31条（休息・余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加）

締約国は、子どもが、休息しかつ余暇をもつ権利、その年齢にふさわしい遊びおよびレクリエーション的活動を行う権利、ならびに文化的・生活および芸術に自由に参加する権利を認める。

締約国は、子どもが文化的および芸術的生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進し、ならびに、文化的、芸術的、レクリエーション的および余暇的活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

事例(1)

お母さんは、わが子の
ことで苦しんでいた



※お母さんに伝えたい思いが伝わらない

遊びで負けそうになると、「オレなんかどうせ死んでしまえばいいんだ!」とバットをたたきつけ、泣き叫ぶアツシのことが気になっていました。毎日毎日、学童で起こるぶつかりやトラブルの中心にいるアツシ。お母さんにアツシの様子も伝えたいし、家でのアツシの様子も知りたいと思っていますのですが、お迎えに来るお母さんは、

「アツシ、早くしなさい!」

とこちらから声をかける隙もないくらいに太急ぎで帰って行くのです。それならばと、手紙を書いたり、あの手この手で工夫したのですが、返事をもらえないままでした。

その頃、わが子のことで悩んでいたミヨのお母さんに、私がアツシの言動を理解しきれずにいることや、お母さんに伝えきれないもどかしさを感じていることを相談しました。

ミヨのお母さんがアツシのお母さんを保護者会に誘いだしてくれました。保護者会で子育ての悩みをみんなで語り合いました。ミヨのお母さんが、

「私はずっと前から悩んでいたんだけど、三人の子どもの中でも下の子二人は受け入れられるんだけど、ミヨだけはどうしても受け入れられないんだよね。悪いと思いながらミヨを好きになれないし、膝に抱くのも体が受けつけない。ミヨは生んですぐに預けて仕事復帰して、保育室のはしごだったからかもしれない」

と悩みを打ち明けました。他のお母さんも、

「実は、誰にも言えなかったんだけど、私もそうなんだよね。できることなら、長女の子育てをお腹の中からやり直したいと思ってる……」

と話しました。それぞれの子育ての悩みが語られる中で、それまで黙って話を聴いていたアツシのお母さんが、

「アツシが……」

とつぶやくと、その後は言葉にならず、顔を覆ったまま泣き出したのです。その姿を見たときに、私はハッとしました。「お母さんは心の底でアツシのことを心配していたんだ……」とはじめて、アツシのお母さんの気持ちに手が届いたのです。

※失敗の教訓

次から次にトラブルを起こすアツシなのに、「伝えても伝えても反応がないお母さんのことを」「アツシのことをちゃんと考えてよ!」と思っていた私は、はじめて、お母さんは、考えていなかったわけじゃなくて、ホントは心配なわが子のことを相談できずに苦しんでいたのだということに気づくことができました。

それまで、私の伝える内容も「学童でこういうことがありました。家でも話し合ってください」などと、かえってお母さんを追い詰めていたんじゃないだろうか。指導員として、お母さんを支える立場になりにくいことがあったことを振り返りました。

私は、目の前で泣くアツシのお母さんに、

「一緒にアツシを育てていこうね」

と繰り返しながら、一緒に私も泣き続けたのです。

このときに、指導員としての「何とかしてよ」の思いは、「一緒に育てていこう」という思いに変わりました。そしてお母さんたちの「子どもを受け入れられない」の言葉の中には、「子どもが何を考えているのかわからない不安」「どう対応していいのかわからない戸惑い」「思うように育たない焦り」があることを感じました。

この失敗の後には、「私(指導員)」が、相手の思いを理解しようと思っただけでなければ相手の思いは見えてこない、自分にそう言い聞かせ続けてきました。そして改めて、親たちの子育ての不安や思いをていねいに聴き取ることを大切にしていこうと思えたのです。